

加古川市監査委員 中西 一人  
加古川市監査委員 大塚 隆史  
加古川市監査委員 中村 亮太  
加古川市監査委員 建部 正人

### 指定管理者監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定により公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表します。

#### 1 監査の対象

平成28年4月1日から平成29年7月31日までに執行された、次の公の施設の管理運営に関する出納その他の事務

指定管理者	管理している施設	所管課
株式会社ケイミックスパブリックビジネス	加古川市民会館	ウェルネス推進課
小学館集英社プロダクション共同体	加古川総合文化センター	ウェルネス推進課
特定非営利活動法人加古川総合スポーツクラブ	志方東公園テニスコート 加古川市立志方体育館	ウェルネス推進課

#### 2 監査の実施期間

平成29年9月26日から平成29年10月27日まで

#### 3 監査の方法

今回の監査は、公の施設の管理運営に関する出納その他の事務が法令等に基づき適正に執行されているかについて、関係課及び団体から資料の提出を求め、関係書類を調査するとともに、関係者の説明を聴取して実施した。

#### 4 指定管理者等の概要

##### (1) 加古川市民会館

ア 指定管理者名 株式会社ケイミックスパブリックビジネス

イ 指定管理者が行う業務

(ア) 市民会館の利用の許可に関する業務

(イ) 市民会館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(ウ) その他市民会館の管理上市長が必要と認める業務

ウ 指定管理期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

エ 指定管理料

(ア) 平成28年度 100,153,000円

(イ) 平成29年度 99,757,000円

##### (2) 加古川総合文化センター

ア 指定管理者名 小学館集英社プロダクション共同体

イ 指定管理者が行う業務

(ア) 総合文化センターの利用の許可に関する業務

(イ) 総合文化センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(ウ) その他総合文化センターの管理上市長が必要と認める業務

ウ 指定管理期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

エ 指定管理料

(ア) 平成28年度 98,506,000円

(イ) 平成29年度 98,522,000円

##### (3) 志方東公園テニスコート

ア 指定管理者名 特定非営利活動法人加古川総合スポーツクラブ

イ 指定管理者が行う業務

(ア) 志方東公園テニスコートの利用の許可に関する業務

(イ) 志方東公園テニスコートの施設及び設備の維持管理に関する業務

(ウ) その他志方東公園テニスコートの管理上市長が必要と認める業務

ウ 指定管理期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

エ 指定管理料

(ア) 平成28年度 3,275,000円

(イ) 平成29年度 3,237,000円

##### (4) 加古川市立志方体育館

ア 指定管理者名 特定非営利活動法人加古川総合スポーツクラブ

イ 指定管理者が行う業務

(ア) 志方体育館の利用の許可に関する業務

(イ) 志方体育館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(ウ) その他志方体育館の管理上市長が必要と認める業務

ウ 指定管理期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

エ 指定管理料

(ア) 平成28年度 5,964,000円

(イ) 平成29年度 5,937,000円

## 5 監査の結果

公の施設の管理運営に関する出納その他の事務については、指摘すべき事項は見受けられなかった。